

北区山田出張所市民参画スペース 運用要領

1. 趣旨

北区民と北区による協働と参画のまちづくりを推進し、区民の地域活動や地域団体間の交流を支援することを目的として、山田出張所内の会議室等を「市民参画スペース」（以下、「当施設」という。）として、利用団体が活用するために必要な事項を定めるものとする。

2. 利用目的及び利用団体

(1)当施設の利用目的は、上記「1. 趣旨」に沿ったものに限るものとし、次の目的で利用することはできない。

- ① 個人的な専用利用
- ② 営利目的の利用
- ③ 宗教活動又は政治活動のための利用
- ④ 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- ⑤ 飲食を目的とした利用
- ⑥ 音や振動を発生させ、出張所の業務等に支障がある利用
- ⑦ その他区長が不適切と認める利用

(2)当施設を利用できる団体（以下、利用団体）は、主として北区民で構成され、山田出張所管内で協働のまちづくりを推進する活動を行っており、下記の要件を満たす団体とする。

- ① 営利活動を目的としない団体
- ② 暴力団、反社会的団体でないこと。暴力団、反社会的団体またはそれらの団体の構成員等の統制下にならない団体

3. 利用できる施設

- 1階 談話室（70㎡）
- 2階 第1会議室（77㎡）、第2会議室（77㎡）、和室（10畳）

4. 利用手続

(1)当施設の利用を希望する団体は、事前に利用団体登録を行うものとする。団体登録の手続きの詳細については、別途「北区山田出張所市民参画スペース 利用細則」（以下、「利用細則」という。）の規定によるものとする。

(2)利用登録した団体は、施設を利用するにあたり山田出張所に利用申込を行うものとする。申込手続きの詳細については、利用細則の規定によるものとする。

(3)本要領に定めるもののほか、当施設の利用に関し必要な事項は、利用細則の規定によるものとする。

4. 利用団体登録等の取消し

区長は、利用団体が次のいずれかに該当するときは、その登録の取消し、又は使用の取消し、その他必要な措置をとる。その他管理運営上やむを得ない必要が生じたときも、同様とする。

- (1) 登録団体から団体登録取り消しの申し出があったとき。
- (2) 本要領又は利用細則に違反したとき。
- (3) 利用目的、利用制限、利用上の注意などに違反して使用したとき、または不適切な利用があったとき。
- (4) その他公序良俗に反する行為があったと認めるとき。

5. 利用時間

当施設を利用できる時間は、原則、平日（開庁日のみ、年末年始は除く）の9時から12時及び13時から17時とする。1回の最大時間（準備・後片付けの時間を含む）は原則3時間（但し、展示にかかる利用についてはこの限りではない。）までとする。

6. 利用料

当施設の利用料金は無料とする。

7. 備品の利用

利用団体は、当施設の利用時間内において備品を利用することができる。備品の利用については別途利用細則によるものとする。

8. その他

本要領に定めるもののほか、当施設に必要な事項は区長が決定する。

附則（R 6. 4. 1 制定）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。